

# 「川内川学識者懇談会」に関する公開方法

## 1. 会議の公開

- (1) 会議、会議資料、議事概要及び委員名簿は、原則公開するものとする。ただし特段の理由があるときには、会議、会議資料、議事概要及び委員名簿を非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料、議事概要及び委員名簿の全部又は一部を非公開とすることができる。

## 2. 会議の運営

事務所は、学識懇談会の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。

- (1) 学識者懇談会の秩序を乱した者
- (2) 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

## 3. 議事概要

「川内川学識者懇談会」の議事について、事務局が発議者の氏名を伏せた上で議事概要を作成するものとする。

## 4. 公開の方法

会議資料及び議事概要等は、国土交通省川内川河川事務所ホームページでの掲載等によるものとする。